

第二期山口県国民健康保険運営方針（素案）の概要

第1章 方針策定に係る基本的な事項

1 目的

国民健康保険の安定的な財政運営や事業の広域化・効率化を推進するため、本県の統一的な運営に関する方針を定める

2 根拠規定

国民健康保険法第82条の2

3 対象期間

令和6年度～令和11年度 ※令和9年に見直し

第2章 市町国民健康保険の現状及び将来の見通し

1 現状（数値は令和3年度）

(1) 被保険者

- 被保険者数は約27.5万人（本県人口の約21%）
- 前期高齢者の割合が高い（本県：56.8% 全国：45.5%）
- 無職の割合が高い（本県：47.4% 全国：43.3%）

(2) 医療費・保険料

- 被保険者1人当たりの医療費が全国より高い（本県：約48.7万円 全国：約39.5万円）
- 被保険者1人当たりの保険料は全国より低い（本県：約9.1万円 全国：約9.7万円）

(3) 財政運営

- 市町毎の単年度収支は、黒字が11市町、赤字が8市町
- 決算補填等目的の法定外繰入金はなし

2 将来の見通し

- 被保険者数は減少するが、医療費は増加する見込み
- 小規模な保険者が増加する見込み

3 国民健康保険の運営

- 市町単位の個別運営を改め、県が財政運営の責任を担う（事業費納付金・標準保険料率）
- 拡** 給付費の増加、収納率の低下や年度間の事業費納付金の急増に対し、財政安定化基金の活用
- 県の決算剰余金の具体的使途としては、翌年度以降の納付金を減算する方法や基金に積み立てる方法等
- 決算補填等目的の法定外繰入金について、該当市町は解消（削減）計画を作成し、県及び該当市町で見える化

第3章 保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化

1 現状

- 全市町が三方式により保険料を算定（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）
- 賦課限度額は全市町が政令上の上限額どおり（医療分：65万円、後期分：22万円、介護分：17万円）

2 基本的な考え方

(1) 事業費納付金

- 各市町の医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数等を考慮し、負担能力に応じて算定

(2) 標準保険料率

- 同一の算定方式を用い、標準的な住民負担の「見える化」を図る

3 保険料水準の統一に向けた検討

- 新** 将来にわたって安定的な国保財政運営を図るため、令和12年度からの納付金ベースの統一を目指す。
- 新** 負担増となる市町に対する緩和策として、段階的な実施や差額の補填を行う。

4 事業費納付金の算定方法

- 三方式を採用
- 新** 医療費水準を全て反映($\alpha=1$) ※令和8年度から0.2ずつ削減
- 応能割：応益割は、全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定
- 応益割は、被保険者均等割：世帯別平等割=0.7：0.3

5 市町村標準保険料率の算定方法

- 三方式を採用
- 市町ごとの応能割と応益割の割合及び被保険者均等割と世帯別平等割の割合については、各市町の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて設定
- 標準的な収納率は、市町ごとに直近の収納率や過去の収納率の傾向を踏まえて設定

6 年度間の保険料負担の調整措置

- 新** 財政安定化基金を活用し、保険料負担の急激な増加を緩和

第4章 保険料(税)の徴収の適正な実施

1 現状

- 収納率(現年度分)は増加(本県：95.42% 全国：94.24%)
- 滞納世帯数割合は減少(本県：8.2% 全国：11.4%)

2 取組の方向

- 収納率目標の設定：令和8年度までの3年間（市町毎）
〈現年度分〉 令和5年度収納率(95%未満) +1.0%
〃 (95%以上) +0.5%

第5章 保険給付の適正な実施

1 現状

- 全市町が国保連に委託し、レセプト点検を共同実施

2 取組の方向

- レセプト点検の充実・強化
- 第三者行為求償の取組強化 等

第6章 医療に要する費用の適正化

1 現状

- 特定健診実施率は令和3年度、後発医薬品使用状況は令和4年度
- 特定健診の実施率(本県：31.6% 全国：36.4%)
- 後発医薬品の使用状況(本県：85.9% 全国：83.7%)

2 取組の方向

- 新** 医療費適正化計画と整合した取組の実施
- 特定健康診査・特定保健指導の推進
- 生活習慣病の重症化予防の推進

第7章 広域的及び効率的な運営の推進

1 現状

- 効率的・効果的に業務を行うため、国保連において各種保険者事務を共同実施

2 取組の方向

- 連携会議等を活用し、広域的・効率的な取組を推進
- 拡** 保険料水準の統一に係る事務の標準化について市町と議論を進める。

第8章 保健医療サービス施策等との連携

1 取組の方向

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた連携
- 拡** 市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 特定健診とがん検診等との連携